

大田区立東調布中学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日改訂

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行 法律第71号。以下「法」と称す）第12条の規定、「大田区いじめの防止対策推進条例」（令和3年条例第18号。以下「条例」という。第11条の規定、国の「いじめの防止等のための基本方針10月11日 文部科学大臣決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」（平成26年9月24日 大田区教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立東調布中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」と称す）を策定する。

第1条 学校基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、「人権尊重の精神を基調とする安全・安心で清潔な規律と活力のある学校」を目指す学校像として設定している。いじめのない学校の実現や、生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第2条 いじめの定義

この基本方針における「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの内容は次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口やおどし、因縁、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団によって無視をされる。
- ・故意にぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・本人が嫌やがることをやったり、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネットや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。など

第3条 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

第4条 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、区・教育委員会、学校、家庭、地域社会その他の関係機関は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、生徒会等による主体的な取組を支援するなどして、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。学校は、家庭、地域社会その他の関係機関の理解と協力を得て連携した取組を推進する。

教育委員会の指導課におけるリスクマネジメント対策チームに学校支援を要請するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を学校や家庭への派遣を要請するなど、いじめの防止についてのあらゆる支援策を講じる。

2 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動の推進

いじめられた生徒を守る

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、学校、家庭、地域社会その他の関係機関が連携し、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

生徒の取組を支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員や保護者等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を推進する。また、教育委員会、家庭、地域社会その他の関係機関と連携を密にして対応にあたる。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校が一丸となって取り組む

学校がいじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するため、「校内委員会」を設置し毎週開催し、学校全体による組織的な対応を推進する。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないよう、家庭での話し合い等を通して、生徒に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、生徒をいじめから保護する必要がある。

また、学校として保護者や地域住民及び関係機関に対して、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力を求める。

第5条 学校における取組

1 学校基本方針の策定

本校は、国の「いじめの防止等のための基本方針」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「大田区いじめの防止基本方針」に基づき、いじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「大田区立東調布中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する対策、措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、当該生徒担任、養護教諭及び場合によりスクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置し迅速かつ組織的に対応する。
- (2) 「いじめ対策委員会」は、生徒及び保護者に組織の存在及び活動を周知し事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを周知徹底する。
- (3) 教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、当該いじめに関わる情報の共有を図り組織的に対応する。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

(1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 生徒がいじめの問題について主体的に考え、議論する等、積極的にいじめ防止を訴える取組を推進する。生徒会を中心に「いじめ撲滅宣言」を打ち出し、撲滅活動を訴えるような取組を通し生徒の意識の向上を図る。
- ・ 校内研修等OJTの充実等を通じて教職員のいじめに対する対応力の向上を図る。
- ・ 教職員にいじめ防止基本方針に基づく「18のチェックリスト」を活用し、いじめに対する意識の向上と未然防止に向けた体制の強化を図る。
- ・ 年2回のハイパーQ Uを活用し学級での生徒の実態及び人間関係の把握に努め、学級経営を通して教職員の意識の向上を図る。
- ・ インターネットやSNSによるいじめ防止のための指導を行う。短期間での拡大性が懸念され、事故・事件につながる恐れも少なくないため、保護者の危機意識をもっていただきモバイルの管理など強く協力を求める。
- ・ 家庭訪問や教育相談、学校、学年通信などを通じた家庭との連携協力を強化する
- ・ 学校支援地域本部とも連携して情報を伝達し、共通理解をもち見守り活動などで協力を要請する。
- ・ いじめ防止、撲滅について校長による朝礼での講話、学年集会等で指導などを実施する。

(2) 早期発見

- ・ 日常的な会話や観察等を通して、生徒の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、アンテナを高くし、生徒の発するいじめに関するサイン等の細かな把握に努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期の実態把握とともに、保健室・相談室の利用状況や遅刻・早退・欠席などの出席状況などに日常的に留意し、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ いじめに関する情報を全教職員で適切に共有する。
- ・ 遊びの一環として表面化されないいじめの事例もあるので生徒の人間関係や本人の気持ちに十分な理解と注意を払い、生徒の心の変化をいち早く察知し対応する。
- ・ 1年生全生徒対象にスクールカウンセラーによる面談を実施し、課題を抱える生徒がいた場合は、2次面談を実施する。
- ・ 生徒に対し、定期的に外部相談窓口の周知のためのチラシの配付し、学校に相談しづらいことについては、多様な外部の相談窓口で相談に応じていることを伝える。
- ・ 保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、全教職員で情報共有した上で、組織的に対応方針を決定する等、いじめの解消に向けた対応を行う。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。
- ・ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組や誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・ 関係諸機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・ P T A役員会、実行委員会、学年委員会などの場で、可能な範囲で情報を公開し、保護者の理解と協力を求める。
- ・ 学級だより、学校だよりや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。
- ・ 単に謝罪をもって安易にいじめは解消したとすることなく、少なくとも、いじめに係わる行為が止んでいること及びいじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できなければ、解消している状態とはいええないことを踏まえ、いじめられた生徒及びいじめた生徒については、継続して注意深く様子を観察する。

など

(4) 重大事態への対処

- ・ 全教職員に法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と解釈の内容を確認させ、理解を深める。
- ・ 重大事態の発生が確認された場合には、直ちに教育委員会に事態発生について報告する。
- ・ いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・ 必要に応じて臨時保護者会を開き、可能な限り情報を公開し説明を行い、保護者の理解と協力を求める。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び第三者委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生の調査結果について教育委員会及び区長に報告する。
など